

資料編

1.「第3次かいづ健康づくりプラン」策定経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和5年 10月31日	食育担当者支援会議	・健康づくり計画の概要説明及びアンケート調査票の検討
11月1日	健康づくり計画検討委員会 及びワーキンググループ	・健康づくり計画の概要説明及びアンケート調査票の検討
11月16日	健康づくり推進協議会	・健康づくり計画の概要説明及びアンケート調査票の検討
12月14日～ 令和6年1月17日	アンケート調査実施	
2月～3月	団体ヒアリング実施	
2月6日	健康づくり計画ワーキング グループ	・アンケート調査結果報告
2月13日	健康づくり計画検討委員会	・アンケート調査結果報告
2月29日	健康づくり推進協議会	・アンケート調査結果報告
3月6日	食育担当者支援会議	・アンケート調査結果報告
7月31日	健康づくり計画ワーキング グループ	・健康づくり計画骨子案の検討
8月9日	健康づくり計画検討委員会	・健康づくり計画骨子案の検討
8月22日	健康づくり推進協議会	・健康づくり計画骨子案の検討
8月8日～ 8月30日	健康づくり計画ワーキング グループ	・健康課題に対する施策及び事業の確認
9月24日	食育担当者支援会議	・健康づくり計画骨子案の検討
10月24日	健康づくり計画ワーキング グループ	・健康づくり計画素案の検討
11月1日	健康づくり計画検討委員会	・健康づくり計画素案の検討
11月14日	健康づくり推進協議会	・健康づくり計画素案の検討
令和7年1月6日～ 2月4日	パブリック・コメントの実施	・計画書案を海津市パブリック・コメント 手続実施要綱に基づいて実施
2月20日	健康づくり推進協議会	・健康づくり計画案の検討

2. 健康づくり計画策定のための各種委員会設置要綱等

(1) 海津市健康づくり推進協議会要綱

平成17年3月28日

告示第68号

(設置)

第1条 市民の健康の保持と増進を図り、もって生活の安定と福祉の向上に資することを目的として、海津市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 市が定める健康計画に関する事項
- (2) 健康づくりの知識の普及及び組織の育成に関する事項
- (3) 健康づくり事業の策定及び推進に関する事項
- (4) その他市民の健康づくりに関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療保健機関等の代表者
- (2) 各種団体等の代表者
- (3) 教育関係の代表者
- (4) 関係行政機関の代表者

(報償費)

第4条 委員が委員会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費の額は、委員の出席に応じ、予算の範囲内において別に定める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 第2条に定める所掌事務の円滑な推進を図るため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 専門部会が必要と認めたときは、専門部会に専門部会員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康課において行う。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成22年2月19日告示第14号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第59号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日告示第33号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(2)海津市健康づくり計画検討委員会設置要綱

平成18年8月21日

訓令甲第19号

(設置)

第1条 海津市における総合的な健康づくりを推進するための計画(以下「健康づくり計画」という。)の策定及びその推進をするため、海津市健康づくり計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康づくり計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 健康づくり計画の策定及び推進における関係部課の総合調整に関すること。
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、検討委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見又は説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討委員会に、海津市健康づくり計画検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

2 ワーキンググループは、別表第2に定める検討委員会の委員の所属する課等の者で、当該所属長に推薦された係長級の者をもって充てる。

3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、検討、調査研究を行い検討委員会に報告するものとする。

4 ワーキンググループは、健康課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 検討委員会、ワーキンググループの事務局は、健康課に置く。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この訓令は、平成18年8月21日から施行する。

附 則(平成28年5月18日訓令甲第10号)

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令甲第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日訓令甲第3号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

健康福祉部長
企画課長
生活・環境課長
農林振興課長
社会福祉課長
高齢介護課長
こども未来課長
保険医療課長
教育総務課長
学校教育課長
文化・スポーツ課長

別表第2(第5条関係)

企画課
生活・環境課
農林振興課
社会福祉課
高齢介護課
こども未来課
保険医療課
教育総務課
学校教育課
文化・スポーツ課

3. 健康づくり計画策定のための各種委員会委員名簿等

(1) 海津市健康づくり推進協議会委員名簿

	役職名	氏名
医療保健機関	医師会代表	富成 伸育
	歯科医師会代表	橋本 康司
	薬剤師会代表	児玉 豊
各種団体等	母子保健推進員代表	横山 信恵
	食生活改善協議会代表	松永 光子
	食品衛生協会代表	丹羽 公成
	国民健康保険運営協議会代表	森 廣美
	いきいきクラブ海津代表	神野 正教
	自治連合会代表	安田 功治
教育関係	教育委員代表	曾根 理仁
	学校校長会代表	渡部 千里
	保育園・幼稚園・認定こども園の園長代表	高木 由美子
	スポーツ推進委員代表	石原 靖仁
	PTA連合会代表	川合 みゆき
関係行政機関	西濃保健所 健康増進課長	丹羽 由香里
	文化・スポーツ課長	徳永 宗哲
	生活・環境課長	高木 英雄
	こども未来課長	毛利 卓司

(2)海津市健康づくり計画検討委員会委員

《検討委員》

所属	
健康福祉部長	
総務部	企画課
市民生活部	生活・環境課
	保険医療課
	文化・スポーツ課
健康福祉部	社会福祉課
	高齢介護課
	こども未来課
産業経済部	農林振興課
教育委員会	教育総務課
	学校教育課

《ワーキンググループ》

所属	
総務部	企画課
市民生活部	生活・環境課
	保険医療課
	文化・スポーツ課
健康福祉部	社会福祉課
	高齢介護課
	こども未来課
産業経済部	農林振興課
教育委員会	教育総務課
	学校教育課

(3)食育担当者支援会議 担当委員

所属	
市民生活部	文化・スポーツ課
健康福祉部	高齢介護課
	こども未来課
	健康課栄養士
産業経済部	農林振興課
教育委員会	学校教育課
	こども園
	給食センターこども園担当栄養士
	給食センター小中学校担当 県栄養教諭職員